

平成 18 年 № 2

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

改正理由

養護教育教室の設置及び教室構成員の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成 18 年 1 月 11 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年 1 月12日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年規程第 2 号

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成 12 年規程第 17 号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正（案）について

改正理由： 養護教育教室の設置及び教室構成員の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正（案）			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
別表第3			別表第3		
構成分野一覧			構成分野一覧		
教育系			教育系		
教 室 名	構成員数	構成分野名及び選出数	教 室 名	構成員数	構成分野名及び選出数
〔省略〕			〔省略〕		
社会科 （社会科教育学） （地理学） （歴史学） （哲学） （法学・政治学） （経済学） （社会学）	<u>23</u>	社会科教育学 5 地理学 4 歴史学 5 哲学・倫理学 2 法学・政治学 2 経済学 3 社会学 <u>2</u>	社会科 （社会科教育学） （地理学） （歴史学） （哲学） （法学・政治学） （経済学） （社会学）	<u>24</u>	社会科教育学 5 地理学 4 歴史学 5 哲学・倫理学 2 法学・政治学 2 経済学 3 社会学 <u>3</u>
〔省略〕			〔省略〕		
保健体育科	<u>13</u>	体育科教育学 4 体育学 1 運動学 7 健康科学 1	保健体育科	<u>17</u>	体育科教育学 4 体育学 1 運動学 7 健康科学 1 <u>養護教育</u> 4
養護教育	<u>5</u>	養護教育 <u>5</u>			
合 計	192		合 計	192	
教養系			教養系		
教 室 名	構成員数	構成分野名及び選出数	教 室 名	構成員数	構成分野名及び選出数
学習社会文化	<u>12</u>	学校教育学 2 生涯教育学 5 生活科学 1 法学・政治学 1 社会学 2 運動学 1	学習社会文化	<u>13</u>	学校教育学 2 生涯教育学 5 生活科学 1 法学・政治学 1 社会学 2 運動学 1 <u>養護教育</u> 1
〔省略〕			〔省略〕		

欧米研究	<u>6</u>	地理学 1 歴史学 1 哲学・倫理学 1 地域研究 <u>2</u> 法学・政治学 1
自然環境科学	<u>1 5</u>	物理学 2 分子化学 3 生命科学 3 宇宙地球科学 2 環境科学 <u>4</u> 技術科学 1
〔省略〕		
合 計	<u>1 4 5</u>	

〔省略〕

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

欧米研究	<u>7</u>	地理学 1 歴史学 1 哲学・倫理学 1 地域研究 <u>3</u> 法学・政治学 1
自然環境科学	<u>1 6</u>	物理学 2 分子化学 3 生命科学 3 宇宙地球科学 2 環境科学 <u>5</u> 技術科学 1
〔省略〕		
合 計	<u>1 4 8</u>	

〔省略〕